3　本店の所在地
三重県伊賀市円徳院字中熊谷1636番地
4　設立に際して出資される財産の価額
金100万円
5　新会社が発行することのできる株式の総数
300株
6　資本金及び資本準備金に関する事項
資本金の額　金100万円
第３節　新会社の定款で定める事項
新会社の定款で定める事項は、別表４号のとおりとする。
第４節　新会社の設立時募集株式に関する事項
1　設立時募集株式の数
100株
2　設立時募集株式の払込金額
１株あたり金１万円
3　設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間
更生計画認可決定の日から１か月以内
4　設立時募集株式の引受けに関する事項
新更生会社が新会社の設立時募集株式全部を引き受ける。
第５節　新更生会社から新会社に移転すべき財産及びその額
第６章に定めるとおりとする。
第６節　新会社の設立時取締役等の氏名及び任期（省略）
第６章　事業の譲渡等
第１節　事業の譲渡
新更生会社は、次節以下に定めるとおり、新更生会社の事業の全部を新会社に譲渡するものとする。
第２節　譲渡の対象等
1　譲渡対象事業
本件事業譲渡の対象事業は、新更生会社の有する本件ゴルフ場事業とする。
2　譲渡対象財産等
⑴　譲渡対象財産
ア　譲渡対象資産（有体物）
別表５号の承継不動産目録記載の不動産その他、新更生会社が所有する物として、本件事業譲渡日に本件ゴルフ場事業に利用されている一切の不動産及び動産とする。

イ　譲渡対象債権
新更生会社が有する会員（更生会社２社の更生手続においてその権利が確定していない者及び本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）に会員の資格を有していない者を含む。）に対する年会費請求権（ただし、退会済会員に対する年会費請求権については、更生計画に基づく第１回弁済金との相殺予定額を控除した残額とする。）、更生会社２社、新更生会社又は管財人名義の現預金、その他平成21年11月11日から本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）までの本件ゴルフ場事業の営業活動に基づき、本件事業譲渡日において新更生会社が第三者に対して有する一切の債権とする。ただし、ヒューマン・トータル・マネイジメントが株式会社美登（以下「美登」という。）から受託した金5000万円の保証金（以下「本件保証金」という。）及び本件保証金の保管用口座として管財人及び美登が合意した口座における預金並びに更生会社２社の役員等に対する損害賠償請求権、仮払金及び貸付金の返還請求権又はこれらに基づく回収金を除く。
ウ　承継契約関係
別表13号№.１の債権者との間の賃貸借契約、その他新更生会社が締結している本件ゴルフ場事業に不可欠な一切の契約
エ　承継債務
新更生会社は、新会社に対して、以下の債務を免責的に承継させ、これにより新更生会社は、当該債務から免責される。
㋐　敷金返還債務（会社更生法48条３項による共益債権部分、別表13号№.１記載の債権者の有する同備考欄記載のもの）であって、第７章第８節２⑴アの定めにより新会社が承継するもの。
㋑　継続会員の有する更生計画による権利変更後の新預託金の返還請求権及び継続会員の優先的施設利用権（分券に基づく優先的施設利用権を含む。）に関する債務であって、第７章第７節２⑴アの定めにより新会社が承継するもの。
オ　名称
阿山カンツリー倶楽部の名称
3　譲渡対象財産の承継方法に関する特則
前記⑴イの譲渡対象債権としての現預金の額は、以下の債務を控除した残額とする。
⑴　新更生会社が負担する本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）の属する年の不動産その他の資産に課せられる固定資産税及び都市計画税（第５節４⑵において新更生会社が負担すべき部分とされた額）
⑵　平成22年11月11日から本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）までの本件ゴルフ場事業の営業活動に基づき、本件事業譲渡日（又は管財人が事業譲渡の日として別途定める日）において新更生会社が負担している債務（買掛金、賃金、業務委託料、クラブハウス内レストラン等の売上預り金、ゴルフ場利用税、消費税及び地方消費税、法人税、住民税、事業税、社会保険料、労働保険料、本件ゴルフ場事業の施設及び物品に関し生じた損害の回復のための費用（本件ゴルフ場事業の常務に属するものに限る。）、その他の負債の未払い金等を含むがこれに限らない。）及び美登の同意を得たその他の費用にかかる未払金
4　担保権設定登記の取扱い
本件事業譲渡によって新更生会社が新会社に譲渡する別表５号の承継不動産目録記載の不動産については、新更生会社が認識している抵当権設定登記の抹消登記をした上で譲渡するものとするが、同目録№.210、211、214及び215の土地については、抵当権設定登記を存続させたまま、新会社に譲渡する。
5　新会社に承継される許認可
阿山カンツリーが有する公衆浴場法に基づく公衆浴場営業の許可（三重県伊賀保健所・許可番号：第12－４号・許可年月日：平成12年12月21日）に基づく権利及び義務を新会社に対し承継させる。
第３節　譲渡代金等
1　譲渡代金の額等
⑴　本件事業譲渡の譲渡代金は、金540,830,000円（消費税及び地方消費税別）とする。
⑵　管財人は、前号の譲渡代金を増額することができる。
第４節　本件事業譲渡の実行等
1　本件事業譲渡日
本件事業譲渡は、更生計画認可決定の日から４か月以内の日で、管財人が定める日（本件事業譲渡日）に実行するものとする。
2　本件事業譲渡の実行方法
⑴　新更生会社は、譲渡対象財産を、本件事業譲渡日において、新会社に現状有姿にて引き渡し、新会社はこれを受領するものとする。
⑵　新更生会社は、別表５号の承継不動産目録記載の不動産について新会社への所有権移転登記手続（ただし、裁判所の嘱託登記手続によることができる。）を行う。
⑶　新会社は新更生会社に対し、前記⑴及び⑵記載の引渡し及び所有権移転登記手続の実施と引き換えに、第３節１の譲渡代金、譲渡にかかる消費税及び地方消費税、並びに、第５節４⑵の固定資産税及び都市計画税における日割精算金（ただし、第２節２⑴エにより承継する敷金返還債務及び新預託金の返還債務に相当する金額を控除した後の残額）を支払う。
⑷　譲渡対象財産のうち、承継のために契約の相手方その他の第三者の承諾を要するものについては、新会社の費用と責任において、当該同意を得るものとする。